

(案)

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ
運営要領

令和 4 年 4 月 日

大学入学者選抜における試験運営に
関するワーキンググループ決定

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. WG は、令和 4 年 1 月の大学入学共通テストにおいて発生した通信機器を悪用した不正行為や、試験場に向かう途中に受験生が刺傷された事件を受け、受験生が安心して受験できるよう、試験を実施する各大学が実現可能な対応方法等を協議するものであり、大学入学者選抜に係る非公開の情報をもとに協議を行う必要があることから、非公開で行うことを基本とする。ただし、大学入学者選抜に係る非公開の情報をもとにした協議を行わない場合その他協議に支障を生じることがないと主査が認める場合は、公開で行うことができるものとする。
2. 主査は、大学入学者選抜実施要項等が公表された後に、WG において配付した資料を公開するものとする。ただし、主査は、資料に大学入学者選抜に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 主査は、WG の議事録を作成し、これを大学入学者選抜実施要項等が公表された後に、公開するものとする。ただし、主査は、議事録に大学入学者選抜に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG で決定する。